

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日が休日に当たるとき)

## 目 次

### ◆訓 令 佐治川ダム操作規則

## 訓 令

鳥取県訓令第五号  
佐治川ダム操作規則を次のように定める。

昭和四十七年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐治川ダム操作規則

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 貯水池の水位等 (第三条・第九条)

第三章 貯水池の用途別利用 (第十条・第十一条)

第四章 洪水調節等 (第十二条・第十七条)

第五章 貯留された流水の放流 (第十八条・第二十二条)

第六章 ゲート及びバルブの操作 (第二十三条・第二十五条)

第七章 点検、整備等 (第二十六条・第二十七条)

第八章 記録等 (第二十八条・第三十条)

第九章 雜則 (第三十一条)

附則

## 第一章 総則

(通則)

第一条 佐治川ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

(ダムの用途)

第二条 佐治川ダムは、洪水調節及び不特定用水の供給をその用途とする。

## 第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒八十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

一 洪水期間 六月十日から十月二十日まで

二 非洪水期間 十月二十一日から翌年六月九日まで

(かんがい期間)

第五条 かんがい期間は、五月二十日から九月十日までとする。

(水位の測定)

第六条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第七条 貯水池の常時満水位は、標高三百八十五・五〇メートルとし、第十四条の規定により洪水調節を行なう場合及び第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させではない。

(洪水時満水位)

第八条 貯水池の洪水時満水位は、標高三百九十八・五〇メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第九条 貯水池の最低水位は、標高三百七十九・七〇メートルとする。

### 第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高三百八十五・五〇メートルから標高三百九十八・五〇メートルまでの容量最大百四十七万六千立方メートルを利用して行なうものとする。

(不特定用水のための利用)

第十二条 不特定用水の供給は、標高三百七十九・七〇メートルから標高三百八十五・五〇メートルまでの容量最大四十万四千立方メートルを利用して行なうものとする。

### 第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十三条 佐治川ダム管理事務所長(以下「所長」という)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならぬ。

一 鳥取地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

二 その他洪水が予想されるとき。

第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(洪水警戒体制における措置)

一 鳥取県土木部砂防課、建設省鳥取工事事務所、鳥取県郡家土木出張所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 流入量の時間的変化、最大流入量、洪水総量及び洪水継続時間を予測すること。

三 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第十四条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行なわなければならぬ。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

一 流入量が毎秒八十立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒次の式によつて算定した量を限度として放流すること。

$$\{(流入量 - 80) \times 0.326 + 80\} \text{ m}^3$$

二 流入量が最大に達した後は、毎秒次の式によつて算定した量を限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

$$\{(最大流入量 - 80) \times 0.326 + 80\} \text{ m}^3$$

## (洪水調節等の後における水位の低下)

第十五条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なつた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつた後において、水位が常に満水位をこえているときは、すみやかに、水位を常時満水位に低下させを行なわなければならない。

## (洪水に達しない流水の調節)

第十六条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

## (洪水警戒体制の解除)

第十七条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第五章 貯留された流水の放流

## (貯留された流水を放流することができる場合)

第十八条 所長は、ダムによつて貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

一 水位が洪水時満水位をこえるとき。

二 水位が常時満水位をこえるとき。

三 第十四条の規定により洪水調節を行なうとき。

四 第十五条の規定により洪水調節等の後において水位を低下させるとき。

五 第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なうとき。

六 第二十一条の規定により不特定用水の供給のための放流を行なうとき。

七 第二十六条の規定によりゲート又はバルブの点検又は整備を行なうため特に必要があるとき。

八 工事その他特にやむを得ない理由により放流を行なうとき。

## (放流の原則)

第十九条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

## (放流量)

第二十条 ダムから放流を行なう場合においては、ダムからの放流量が次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

一 第十八条第一号、第二号又は第五号の場合においては、流入量に相当する量

二 第十八条第四号、第七号又は第八号の場合においては、毎秒八十立方メートル

三 第十八条第三号又は第六号の場合においては、それぞれ第十四条又

は第二十一条に規定する放流量

## (不特定用水の供給のための放流)

第二十一条 所長は、かんがい期間において、不特定用水の供給のために必要があると認めるときは、貯留量の範囲内で必要量をダムから放流しなければならない。

## (放流に関する通知等)

第二十二条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第三十二条の規定に準じて関係機

関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法を、あらかじめ定めておかなければならない。

## 第六章 ゲート及びバルブの操作

### (ゲート操作の方法)

第二十三条 ダムから放流を行なう場合においては、コンジットゲートの操作により行なうこととを原則とし、これによつて所要の放流ができるないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

### (コンジットゲート、クレストゲート及びコースター予備ゲートの操作)

第二十四条 コンジットゲート及びクレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第十八条各号の一に該当する場合においてダムから放流を行なうとき。

二 第二十六条の規定によりゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

2 コースター予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものと。

一 第二十六条の規定によりコンジットゲート又はコースター予備ゲートの点検又は、整備を行なうため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

### (放水管バルブの操作)

第二十五条 放水管バルブは、第十八条第六号から第八号までによる放流を行なう場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

## 第七章 点検整備等

### (点検及び整備)

第二十六条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行なわなければならない。

一 ダム本体

二 ゲート及びバルブ

三 ゲート及びバルブを操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

五 観視のため必要な船舶

六 警報のため必要な車両

七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長は、ゲート、バルブ及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行なわなければならない。

### (調査又は測定)

第二十七条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行なわなければならない。

### 第八章 記録等

### (ゲート等の操作記録)

第二十八条 所長は、第十四条の規定により洪水調節を行なつたとき、第十五条の規定により放流を行なつたとき、又は第十六条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称

ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動。

三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並

びに河床の変動の状況

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第二十四条の規定によりゲートを操作したとき、又は第二十五条の規定により放流管バルブを操作したときは、その状況を前項の規定に準じて記録しておかなければならぬ。

(調査結果等の記録)

第二十九条 所長は、第二十六条の規定により点検及び整備を行なつた結果並びに第二十七条の規定により調査又は測定を行なつた結果を記録しておかなければならぬ。

(管理月報及び管理年報の作成)

第三十条 所長は、知事が別に定めるところより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第九章 雜則

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和四十七年四月十四日から施行する。

別表

事項	項目
貯水池	水位・流入量・放流量・水温・結水・堆砂
ダム	天気・気圧・气温・温度・風向・風速・降水 量・積雪量
効果	洪水調節・不特定用水